

○岩手沿岸南部広域環境組合公印取扱規則

| |
|---------------------|
| 平成18年4月21日 規則第8号 |
|---------------------|

改正 平成26年3月31日 規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手沿岸南部広域環境組合における公印の保管及び使用その他公印に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類等)

第2条 公印の種類、ひな形、書体、規格、使用区分及び保管者は、別表のとおりとする。

(公印の整理)

第3条 事務局長は、公印台帳(別記様式)を備え、公印に関して必要な事項を整理しなければならない。

(公印使用簿)

第4条 公印を使用するときは、押印しようとする文書に決裁済の原議書を添え、公印保管者に提示し、原議書と契印し、公印を受けなければならない。ただし、特別の用途に供する文書にあっては、この手続を省略することができる。

(使用の制限)

第5条 公印は、庁外に持ち出して使用してはならない。ただし、特別の理由により保管者の承認を受けたときはこの限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日規則第2号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

| 公印の種類 | ひな形 | 書体 | 規格 (mm) | 使用区分 | 保管者 | 印材 個数 |
|-----------------|-----|-----|------------|---|-------|----------|
| 管理者印 | (1) | てん書 | 方24 | 管理者名をもってする辞令 及び文書 | 事務局長 | 木印 1 |
| 副管理者印 | (2) | 〃 | 〃 | 副管理者名をもってする文 書等 | 〃 | 〃 |
| 事務局長印 | (3) | 〃 | 〃 | 事務局長名をもってする文 書等 | 〃 | 〃 |
| 会計管理者職 務代理者印 | (4) | 〃 | 〃 | 会計管理者欠員の場合会計 管理者の職務代理者名をも つてする文書等 | 会計課長 | 〃 |
| 事務局次長印 | (5) | 〃 | 〃 | 事務局次長名をもってする 文書等 | 事務局次長 | 〃 |

(1)

岩 手 沿 岸
南 部 広 域
環 境 組 合
管 理 者 印

(2)

岩 手 沿 岸
南 部 広 域
環 境 組 合
副 管 理 者 印

(3)

岩 手 沿 岸
南 部 広 域
環 境 組 合
事 務 局 長 印

(4)

岩 手 沿 岸 南 部
広 域 環 境 組 合
会 計 管 理 者 職 務
代 理 者 印

(5)

岩 手 沿 岸
南 部 広 域
環 境 組 合
事 務 局 次 長 印

別記様式 (第3条関係)

公 印 台 帳

年 月 日作成

| | | | | | |
|--------------------------|-----|---|---|---|--|
| 刻 印 文 字 | | | | | |
| 保 管 者 | | | | | |
| 大 き さ | | | | | |
| (印影) | | | | | |
| 区 分 | | | | | |
| 調 製 | 作 成 | 年 | 月 | 日 | |
| | 使 用 | 年 | 月 | 日 | |
| 改 刻 | 作 成 | 年 | 月 | 日 | |
| | 使 用 | 年 | 月 | 日 | |
| | 作 成 | 年 | 月 | 日 | |
| | 使 用 | 年 | 月 | 日 | |
| 廃 止 | 年 | 月 | 日 | | |
| 廃 棄 | 年 | 月 | 日 | | |
| 所 管 換 え (不 用 の 決 定) | 年 | 月 | 日 | | |
| 備考 | | | | | |